

# 野草衣考

吉 野 政 治

【要旨】平安時代後期の古記録などに棺の中の遺体を覆う布を野草衣と呼んだことが見える。それ以前は単に引覆（ひきおお）い）と呼ばれ、経帷子の登場と共に姿を消していったようである。この野草衣の名称は当時の葬法である野葬と天台本覚の草木成仏の思想を反映したものと思われる。

【キーワード】野草衣、河渡衣、野葬、草木成仏

## はじめに

「野草衣」という語がある。国語辞典には載せられていず、漢籍にも現れない。棺に納められた遺体を覆うものに付けられた名前、平安時代の後期から鎌倉時代にかけて用いられたよ

うである。これまでにこの語について取り上げ、実態について考察を加えられているのは、管見では増田美子『日本喪服史【古代篇】』（二〇〇二年二月刊、源流社）と勝田至『死者たちの中世』（二〇〇三年七月刊、吉川弘文館）のみである。勝田氏の考えについては以下に必要に応じて引用するが、初めてこの語について取り上げられた増田氏は次のように述べられている。

○（平安時代前期においては）棺の中には、河渡衣と、父母がまだ生存している場合には錫紵しやくじよ一襲が納められた。この河渡衣がいかなるものであったかは明らかではない。ただ、平安時代末には野草衣やそういの名称が見え、これは梵字を書いたものである。恐らくこれと同種のもので、「河渡衣」

という名称からして、三途の川を渡る為にお経等を記したものであったのではなからうか。(一一一頁)

○(平安時代の) 後期になっても死装束は基本的には、日常着用していたものと同様の衣服であり、出家の身の場合は袈裟や数珠を加えるというものであったことが分かる。そして上から、梵字を書いた野草衣で覆っているが、これは前期に見られた河渡衣が名称変更したものである。先に記したように、藤原良通の入棺の時も、梵字を書いた野草衣が用いられている。恐らく良通も日常着用していた衣服(直衣等)をかけ、その上をこの野草衣で覆ったものと考えられる。(一八七頁)

### 1 「野草衣」の例

管見で現在までに拾い得た「野草衣」の用例は以下のとおりである。

【A】源師時『長秋記』に見える例(『増補史料大成』による)。

ただし、返り点は私に付した。以下同じ。

①白河法皇の入棺の記事、大治四年「一二九」七月七日

の条

此後先北枕奉<sub>レ</sub>臥直<sub>一</sub>、次入棺、突器突床香温等表裏加  
入。本所<sub>レ</sub>着御<sub>二</sub>之御単衣如<sub>レ</sub>元。次御袴。次裳。次衣裳。  
次三衣(不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>筥云々)。次別(引<sub>レ</sub>)覆書真言等。其  
上本御守珠誦等入道(置<sub>カ</sub>)云々。件引覆稱<sub>二</sub>野草衣<sub>一</sub>  
云々。水式用<sub>二</sub>竹葉<sub>一</sub>云々(長元記稱<sub>二</sub>素服之由所<sub>レ</sub>見也、  
御枕用<sub>二</sub>麻藿繩<sub>一</sub>云々、是皆任覺猷法師之教勤仕云々、  
此後覆<sub>レ</sub>棺以<sub>二</sub>布治之覆<sub>一</sub>、御近辺焼<sub>レ</sub>名香、

【B】平信範『兵範記』(『増補史料大成』による)に見える例

②法性寺殿入棺の記事、久寿二年「二一五五」九月十六日  
条

寅剋、法性寺殿有<sub>二</sub>御入棺<sub>一</sub>、……次奉<sub>レ</sub>入之、御衣、袈  
裟、御裳(僧)、素服(帯也)、糸針(入<sub>レ</sub>帖紙)、私<sub>レ</sub>管  
(裏<sub>二</sub>生絹<sub>一</sub>、已<sub>レ</sub>上入之)。散土砂、延猷阿闍梨進之、大  
嶺砂加持云々。又御護、御念珠、金泥法華經一部(雖<sub>レ</sub>  
非<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、御遺令云々、新儀定)、尊勝陀羅尼、光明真  
言、随求陀羅尼(已<sub>レ</sub>上納<sub>二</sub>金銅筒<sub>一</sub>)等、奉<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>御首方<sub>一</sub>。  
次覆<sub>二</sub>野草御衣<sub>一</sub>(有<sub>レ</sub>梵字)。次覆蓋加覆、以<sub>レ</sub>布減之、

③鳥羽上皇御遺詔、保元元年(一一五六)七月二日の条

今日申起、法皇崩<sub>三</sub>御於<sub>二</sub>鳥羽安樂壽院御所<sub>一</sub>。……西起、事一定之後、被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>直<sub>二</sub>御体<sub>一</sub>。先掩<sub>二</sub>御衣<sub>一</sub>。〈不<sub>レ</sub>撤<sub>二</sub>本御衣<sub>一</sub>、次撤<sub>二</sub>御座辺畳<sub>一</sub>立<sub>二</sub>廻御屏風<sub>一</sub>、拳<sub>レ</sub>燭燒<sub>レ</sub>香歟。……

存日御遺詔云、御棺在<sub>二</sub>御倉<sub>一</sub>。衣并野草衣敷物真言等納<sub>二</sub>其内<sub>一</sub>。奉納儀、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>供御手水并御膳等<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御沐浴<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>人形<sub>一</sub>。〈已上四箇事可<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>。先御傍可<sub>レ</sub>鋪<sub>二</sub>□物<sub>一</sub>〈練絹弘四尺五寸長六尺、可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>綿〉。次放<sub>二</sub>御座筵<sub>一</sub>、乍<sub>三</sub>件筵奉<sub>二</sub>搔上<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>敷物上<sub>一</sub>之後、可<sub>レ</sub>拔<sub>二</sub>取筵<sub>一</sub>。次御棺昇<sub>二</sub>居<sub>レ</sub>御跡方<sub>一</sub>。次下敷物搔上。可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>入。次□可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>掩<sub>二</sub>野草衣<sub>一</sub>〈白練絹両面、□幅、長八尺、書<sub>二</sub>梵字<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>件字方<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>表、自<sub>二</sub>御頂<sub>一</sub>至<sub>二</sub>于御足<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>宛真言<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>出之。相<sub>二</sub>計其跡<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>掩。次可<sub>レ</sub>拔<sub>二</sub>取本御衣<sub>一</sub>。次種々真言可<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>御首<sub>一</sub>〈納<sub>二</sub>金銅筒<sub>一</sub>〉。次可<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>御装束<sub>一</sub>〈称<sub>二</sub>河渡衣<sub>一</sub>〉。次掩<sub>レ</sub>棺。次釘。次可<sub>レ</sub>緘。……

④六条撰政基実公の棺の事、仁安元年〔一一六六〕九月廿四日の条

棺料板四枚、賜<sub>二</sub>直物<sub>一</sub>令<sub>二</sub>交易<sub>一</sub>、仰<sub>二</sub>左近<sub>一</sub>令<sub>二</sub>造始<sub>一</sub>、

野草衣考

寸法、長六尺、弘二尺、高一尺六寸、敷物練絹長六尺、三幅五卷。野草衣、同絹長八尺四幅両卷【可<sub>レ</sub>書<sub>二</sub>真言梵字<sub>一</sub>】、棺覆生絹八尺四幅半、黄幡料白生絹一丈。

【C】九条兼実『玉葉』（名著刊行会本による）に見える例

⑤皇嘉門院の入棺の記事、養和元年〔一一八一〕十二月五日の条。

御入棺事

帰參之後、持<sub>二</sub>參御棺<sub>一</sub>〈注略〉……先撤<sub>二</sub>屏風几帳等<sub>一</sub>。開<sub>二</sub>御棺靶蓋<sub>一</sub>、其上被<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>雜物等<sub>一</sub>、並<sub>二</sub>置之一<sub>一</sub>〈注略〉。

先真言筒、次御護〈注略〉

次野草衣〈年来被<sub>レ</sub>儲置、大原聖人本寛房、書<sub>二</sub>梵字<sub>一</sub>、唐綾単也。〉

次三衣。

次香。次土砂。

次……〈中略〉……

已上、僧都役<sub>レ</sub>之。

次役人六人參上、乍<sub>二</sub>御筵<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>昇入<sub>二</sub>御棺<sub>一</sub>〈注略〉。次僧都取<sub>二</sub>野草衣<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>覆<sub>レ</sub>之。奉<sub>レ</sub>押<sub>二</sub>含左右御頸<sub>一</sub>、

引覆御首也。次自下方漸奉引披合御衣。元奉覆御衣也。御小袖、袈裟、念誦等如本。次其裾方、同能奉押合、次入真言、次入御護。已上入枕上方也、次入三衣。元裏紙、撒之置御傍并御体上方等也。次掩御棺蓋、次打釘注略、次掩祀衣……

⑥藤原良通の入棺の記事、文治四年「二一八」二月二十二日の条

此夜、内府渡嵯峨小堂、只同平生之出行。網代車（車副一人）共人各騎馬、侍等步行、先是申刻有入棺事、仏殿上人書野草衣禊字ニ云々……

【D】『吉事略儀』（群書類従本による）に見える例

⑦「御棺事」の条

次奉移御体（説明略）

次入御枕（説明略）

次奉掩野草衣（書禊字。以字方為上）

不可披取本御衣。

裏書 引覆曼荼羅。号野草衣也。

次散土砂。

役人中堪事人可散之。御頭。御胸。御足等三箇所  
〔野草衣上〕。散之。

## 2 野草衣と河渡衣・経帷子

右に掲げた用例から以下のことが分かる。

例③の『兵範記』に「河渡衣」と「野草衣」の両方が見える。したがって、「河渡衣」と「野草衣」とは別のものである。「野草衣」は平安時代前期に見られる「河渡衣」が名称変更したものではない。

また、例①に「件の引覆は野草衣と称す」とある。また、例⑦の『吉事略儀』は、『吉事次第』（二〇二年頃成立）を漢文に改め、詳細な説明を加えたものであるが、『吉事次第』には「次ヒキオホヒヲ覆ヒタテマツル（禊字書タル方ヲ上ニス）とある部分が『吉事略儀』では「次奉掩野草衣（書禊字。以字方為上）」となっており、その裏書に「曼荼羅を引き覆ふ。野草衣と号す」とある。これらによって、「ヒキオホヒ（引覆）と呼ばれていたものが「野草衣」と呼ばれたものであることが分かる。

また、例③に「白練絹両面」とあり、例④に「同絹長八尺四

幅両卷」とあるように、野草衣は練絹の布であり、衣服ではないようである。したがって、例⑤に「唐綾単」とある「単」は単の衣の意味ではなく、裏の付いていない布の意味であると考えられる（後に引用する『伊勢貞丈随筆』のイレカタピラの説明も参考になる）。また、すべての用例において「引覆」（例①・例⑦）、「覆」（例②・例⑤）、「掩」（例③・例⑦）とあり、「着」などとは表現されていないのも、「野草衣」は布であって、衣服ではないためであろう。すなわち、「野草衣」の「衣」はコロモの意味ではなく、オオイ（覆・蔽）の意味であろう。したがって、「野草衣」が和語であればノクサノキヌとよむべきである。字音語であればヤソウイ（漢音）となる。

また、野草衣の表には梵字が書かれるが、例⑦の裏書にある「曼荼羅」も、「すべての経論の文義等を法曼荼羅（種子曼荼羅）とい」（『仏教学辞典』法蔵館）う場合の曼荼羅であれば、これも梵字が書かれたものとなるが、弥陀の浄土や弥勒の兜率天等の諸相を描いたものであれば、そのような場合もあったことになる。

また、例③の野草衣に書かれた梵字が体の各部に対応させられていることについて、勝田氏は前掲著で、「（これは）光明

真言加持土砂のように体を通して死者を救済する、後世の経帷子に通じるもの」であろうと言われている<sup>1)</sup>。経帷子は言うまでもなく「仏教の葬式で、死者に着せる衣。白麻などで作り、縫い目の糸はとめないでおき、衽や背には名号、題目などを書」（『日本国語大辞典』）いたものであるが、それは陀羅尼（梵語の文句）の威力によって、死を迎える時にも心が乱れず、

一切の仏が現れて慰めるという信仰によるものと言われる。したがって、経帷子は本来死を覚悟した者が着る衣裳であり、野草衣のように既に死んだ者を覆うものではない。経帷子は室町時代の初期に現れたものと言われているが、その古い用例も、次のように、これから死なんとする者が着るものばかりである<sup>2)</sup>。たちたちも名残をしやと書きくどき 経たかびらの布のあらまし

（俳諧・鷹筑波 二二）  
大形はかぎりの浮世と極め、経帷子をぬはせ

（浮世草子・男色大鑑 一・二四）  
中よりばらりと経帷子。南無阿弥陀の六字の幡頭れ出しコ  
はいかにと  
（浄瑠璃・菅原伝授手習鑑 一四）

同書同巻同條（引用者注）「奇異雑談」「天文の頃成立」  
三巻四條）にみづからの死後の時をしりて行水をし身をき

よめ経帷子を下にきてかの布のぼうしをきてと云々

(松屋筆記・巻三)

したがって、勝田氏が言われるように野草衣は「後世の経帷子と通じるもの」であることは確かであるが、両者の関係ははっきりしない。

### 3 野草衣のその後

前節までに述べたことから、野草衣の実体は以下のようなものであったと考えられる。『融通念仏縁起』に棺に納められた遺体を覆う布が見える(稿末の図A参照)。『餓鬼草紙』にも同様の布が見えるが(同じく図B参照)、おそらくこれらが野草衣であろう。勝田氏は「これは衣に仕立てられているようには見えないが、野草衣の一種であろう」と言われているが、野草衣は布と考えられることは先に述べたとおりである。

『餓鬼草紙』は「画風や詞書の書風から、十二世紀後半〜十三世紀初頭の作品と推定される」ものであり(中央公論社『日本の絵巻 餓鬼草紙 地獄草紙 病草紙 九相詩絵巻』「解説」)、『融通念仏縁起』は十四世紀の製作と考えられるものである。

ただ、平安時代の野草衣には、例③に「白練絹西面」などがあり、例⑤に「唐綾」とあったが、これらの絵巻に描かれているものはそのように上等なものではないように見える。さらに降ると、藤原定家の『明月記』(元久元年「一二〇四」十二月一日)に、

次開<sub>二</sub>御棺蓋<sub>一</sub>(先取<sub>二</sub>覆懸束<sub>一</sub>)、次敷<sub>二</sub>敷<sub>一</sub>物於棺中<sub>一</sub>、次小僧成安、重次、信乃房以<sub>二</sub>御席四方<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>安棺中<sub>一</sub>了、押<sub>二</sub>入席端<sub>一</sub>、次僧達寄奉<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>御衣<sub>一</sub>等(只覆也)、次又覆<sub>二</sub>梵字書紙<sub>一</sub>、次覆<sub>レ</sub>蓋、

とあり、この梵字の書かれた紙もまた野草衣と考えられるが、定家はその父俊成のために紙を用いたことになる。

やがて、梵字が書かれたもので遺体全体を覆うことはなくなるが、「野草衣」という言葉は別の形で後世に伝わったようである。現在の岐阜県加茂郡東白川村のことを記録した『喪儀略』(奥書に「慶応元年七月、美濃守源朝長躬行」とある)という古文書に、棺の中に入帷子(イレカタビロ)を延べ、遺骸を夜着や寝具に包んで収めることが書かれているが、その入帷子を「野草衣」と称するそうである(『東白川村の廃仏毀釈』

東白川村教育委員会刊による)。

イレカタビラという語について『伊勢貞丈隨筆』は次のように言う。

帷、カタビラと云ハ単なるものを皆カタビラと云也。裏なく片方にて薄くひらめく故カタビラと云なり。単衣に限りてかたびらと云にあらず。麻のカタビラも絹のカタビラも有べし。衣服のカタビラには単衣の二字を用うべし。几帳のカタビラ家の戸口に懸るカタビラなどハ帷子也。是等も単なる故カタビラと云。又、物の箱に納るに其物を単の絹にて包む絹を入カタビラと云也。すべてカタビラと云は単にてうらなき物の総名なり。

また、『和訓栞』にも、

孝徳紀倭名抄に帷をよめり。傍平の義ひらばりなどいふが如し。古今集に帳のかたびらとも見えたり。源氏巴抄に夏ハすずし、冬ハねり也といへり。新撰字鏡に鋪をもよめり。香壺のはこくすりの箱にもかたびらといふ物あり。まさすけに見えたり。○五月五日より八月晦日までハかたびらを本とするよし大諸礼に見えたり。新六帖にかたびら布とも見えたり。○大帷子あり布にて作る。於の部にくハし。○経かたびらハ甚謂れなき事也。

とある。江戸時代末期の東白川村の入帷子に梵字が書かれていたかどうかは不明であるが、その入帷子と『伊勢貞丈隨筆』に言う「入カタビラ」とは物を包むものであることにおいて同じである。

#### 4 野草衣の背景

あるいは「野草」は「野葬」の宛字と見ることもできようが、仮に宛字であるとしても、遺体を野の草が覆う姿をイメージした宛字であるはずである。『説文』には「葬、藏也、从死在草中」、一「其中」、所「以荐之」とあり、「葬」の字は死体を敷物・台に載せ、草中に置く形であると説くが、「野草衣」という名の布で覆われた遺体は、それと同じイメージを浮かび上がらせる。

以下では、遺体を覆う布にこの「野草衣」という名が付けられた背景について考えたい。

#### 4-1 野葬

貝原益軒『続和漢名数』（元禄八年刊）に日本の中世には土葬・火葬・水葬・野葬の四葬法があったとする。このうち土葬

は、『貞信公記逸文』（醍醐寺要書）に醍醐天皇の墓穴は「深九尺、方広三丈」とあるように、遺体を地中に埋める葬法であろう。野葬は林葬とも風葬とも曝葬ともよばれるものであり、前掲の『餓鬼草紙』に描かれているように遺体を棺に納めたまま林野や海岸に放置し、鳥や獣に任せる葬法のものである（『釈氏要覽』下巻「送葬篇」）。遺体を「野草衣」で覆うのは、この野葬の葬法で林野に置くイメージである。火葬や水葬の場合にも納棺の際に遺体を野草衣で覆ったとすれば、この野葬のイメージが演出されていたことになる。

## 412 野と葬送

『松屋筆記』（巻百六の八）に「今世葬送を野辺送りといへど、古くは山送りといへり」と言うように、「野辺（の）送り」という語は江戸時代以降にしか見いだせない。ちなみに「山送り」の語は『法華百座聞書抄』（平安朝末期の成立？）に「母シヌ。五人ノ子トラク山ヲクリシテカヘルニ」（表四九九行目）、『古昔物語集』（巻二十二第一語）に「大臣遂ニ失給レバ其ノ葬送ノ夜、天皇行幸シテ山送セムト有ケレバ、時ノ大臣公卿有テ、天皇ノ御身ニテ大臣ノ葬送ノ山送例无キ事也ト度々奏シケレバ

泣々返セ給ヒテ」、「撰集抄』（六・五）に「涙をおさへて、最後の山をくりして、泣く泣く烟となし、骨をばひるふとて」などと見えるのが早い例のようである。

しかし、「野」また「野辺」という語と葬送との結びつきは早く、火葬場や埋葬地としての鳥辺野（トウベノ）は、既に『西宮記』巻十七・天曆八年（九五四）正月四日の条に見える。長保二年（一〇〇〇）に亡くなった中宮定子も鳥辺野で土葬され、その翌年亡くなった円融天皇女御藤原詮子も鳥辺野で荼毘に付されている。定子の葬送の時には

白雪の降りつむ野辺は跡絶えていくをはかと君を尋ねむ  
故里にゆきも帰らで君ともに同じ野辺にてやがて消えなん  
野辺までに心ばかりは通へどもわが行幸とも知らずやある  
らん

などの和歌も詠われている（『栄花物語』巻七「鳥辺野」）。さらに『更級日記』にも治安三年（一〇三三）または万寿元年（一〇二四）のこととされる話の中に次のような例を見ることができる。

その五月の朔日に姉なる人子をうみて亡くなりぬ。……その程過ぎて、親族なる人のもとより「昔の人の必ず求めて

おこせよとありしかば求めしに、その居りには見えずなりにしを、今しも人のおこせたるが、あはれに悲しきこと」とて、かばね尋ぬる宮といふ物語をおこせたり。まことにぞあはれるや。返り事に

埋もれぬかばねを何に尋ねけむ苔のしたには身こそな  
りけれ

乳母なりし人「今は何につけてか」など泣く泣くもとありけるところに帰りわたるに、……この乳母、墓所見て、泣く泣く帰たりし

昇りけむ野辺は煙もなかりけむいづこをはかと尋ねて  
か見し

これを聞きて継母なりし人

そこはかと知りてゆかねど先に立つ涙ぞ道のしるべなりける

かばねたづぬる宮おこせたりし人、

住み馴れぬ野辺の笹原あとはかもなくなくいかに尋ね  
わびけむ

これを見て、せうとは、その夜送りに行きたりしかば、見しままに燃えし煙はつきにしをいかが尋ねし野辺の

笹原

さらに、新古今集に寛徳二年（一〇四五）の後朱雀院の崩御の時の歌にも、

後朱雀院かくれたまひて、源三位がもとにつかはしける  
弁乳母

あはれ君いかなる野辺の煙にてむなしき空の雲となりけんと見える。  
(巻八・哀傷歌 八二一)

「野草衣」の名には、このような野辺のイメージが重ねられているものと思われる。

#### 4-3 「草木成仏」の思想

「野草衣」と名づけられた理由にはもう一つ、次のようなことが考えられる。なぜ「草」なのかということに関わることである。

大阪府茨木市学園町の溝咋遺跡から出土した卒塔婆の形をした木簡がある。十四世紀頃のものと思われるが、五輪塔形に刻まれた板に、表面には胎藏界大日真言と虚空蔵菩薩の種子が梵字が書かれ、その下に「一佛成道 観見法界 草木国土

悉皆成佛」という定型化した天台本覚論の文句が二行に書かれ、さらにその下に死者の戒名が書かれている(「木簡研究」(21)六五頁、木簡学会、一九九九年)。時代の降る木簡に言及したのは、遺体を梵字が書かれた「野草衣」で覆うことと、この卒塔婆木簡全体が表そうとしているものが同じように思われるからである。

この木簡の梵字と戒名との間に書かれた「草木国土悉皆成佛」という句は、自然存在である草木も人間やその他の衆生と同様に仏となることができるという天台本覚思想が定型化したものであるが、この思想は日本においては平安朝の安然(八四一—?)あたりから芽生え、良源(九二—一九八五)の『草木発心修行成仏記』(実際には院政期以降の成立とも)などによって発展したものであり、その中心となる思想は「草木は既に生住異滅の四相を具す。是れ則ち草木発心・修行・菩提・涅槃の姿なり」というところに帰着し、さらに鎌倉初期には伝源信「真如観」の「一切ノ非情、草木・山河・大海・虚空、皆真如ノ外ノ物ニアラズ」「自他身一切ノ有情皆ナ真如ナレバ則仏也。サレバ草木・瓦礫・山河・大地・大海・虚空、皆是真如ナレバ、仏ニアラザル物ナシ」という考え方にまで発展したものと

であるという(日本思想大系『天台本覚論』解説、四七九頁)。遺体を覆う布を「野草衣」と呼ぶことは、この我が国の思想風土に受け入れやすい「草木国土悉皆成佛」の思想と無関係ではないように思われるのである。

## 《注》

(1)「光明真言加持土砂」とは『兵範記』の例②や『玉葉』の例

⑥などに見える「土砂」のことである。『兵範記』久寿二年七月廿七日の近衛天皇に関する「御葬送雜事」には、

子刻、有入棺事、刻限、持參御棺、……(中略)……

次供御衣、薄物薄色御直衣、白生革重、御錫紵一筋、已上光隆朝臣調進之、御冠一頭

次入棺、以藁為御枕、前例召後院、今度造棺所新造副之

自中宮被入御阿摩加津、(藥人形一枚、長四寸許、其体如普通撫物、令着衣云々、有事憚、不被申新帝阿未加津云々)

宇治法印被奉入真言、(具体如護、被安御頂上程云々)

土砂被散敷、可尋之

次覆し絹、以布織之、今度四丈布二切云々、

とあって、その土砂は棺の中に散らされたことが分かり、さらに例⑦の『吉事略儀』の記事からそれは野草衣の上から遺体の頭・胸・足の三方所に散らされたものであることが分かる(『兵範記』の「御葬送雑事」の記事の最後の行の「絹」は例⑥に見える「三衣」に当たるもので、野草衣ではないと思われる)。ちなみに例⑦の文章の元である『吉事次第』(一一〇二頃成立)の当該箇所は、

次土砂ライル。

引覆ノ上ニ御カシラ。御胸。御足。此三所ニ当テ散シイル。

とある。また、『兵範記』の例②に「散土砂、延猷阿闍梨進之、大嶺砂加持云々」とある。

(2) 「死装束」という言葉も経帷子と同様に現在では遺体に着せる着物を言うが、辞書が「死者に着せる服装」の意味を載せるのは、管見の調査では『広辞苑』の第三版(昭和五十八年五月発行)以降のことである。それ以前の辞書には次のような例を掲げ、「死スル時ノ装束(切腹ナドノ時ニ)死出立」

(『大言海』)の意味しか載せられていない。

あつとこたへて冠者丸親のかさぬる死しゅう東

(浄瑠璃・姫山姥―灯笼)

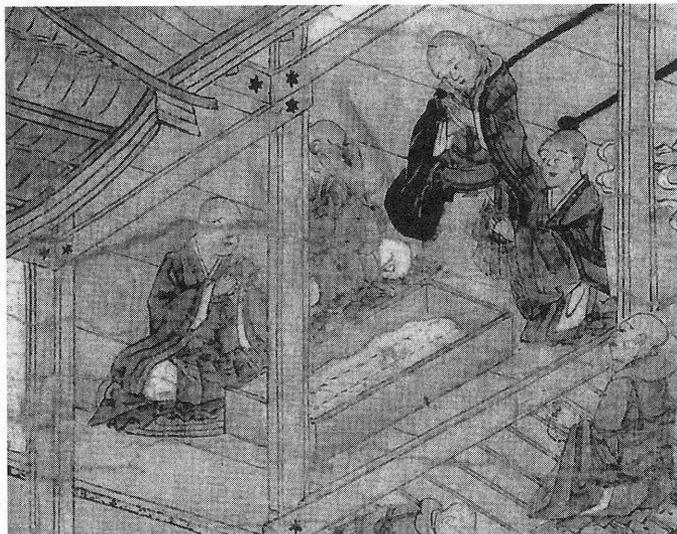
大小装束を脱捨れば、下には用意の白小袖、無紋のトナ

死装束 (浄瑠璃・仮名手本忠臣蔵―四)

一竿は死装束や土用ぼし (俳諧・五老并発句集―夏)

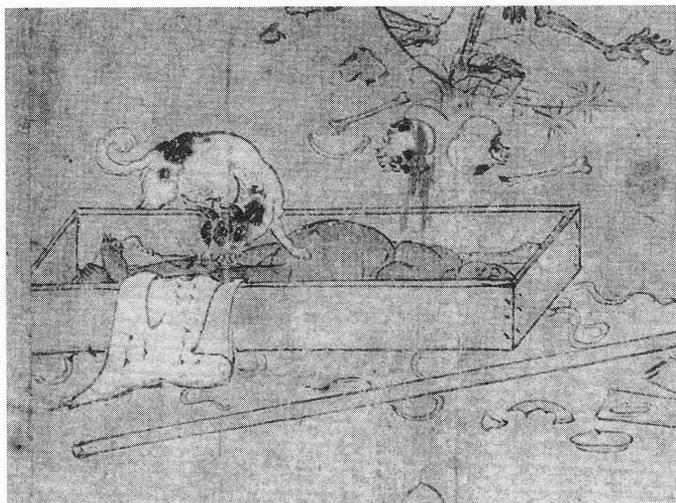
(3) 新谷尚紀「火葬と土葬」(林屋辰三郎編『民衆生活の日本史―火―』所収、思文閣出版、一九九六年)には「必ずしもその土葬は現代の土葬のように土中深く墓穴を掘りそこに遺体を埋納し上から土をかけて踏み固めるというものではなかったようで、むしろ風葬とか曝葬に近いような葬法であったように思われる」とあるが、本稿では土葬と野葬(風葬・曝葬)とを分けて考える。

次頁に掲げる図A『融通念仏縁起』(グリーンブランド美術館所蔵)・B図『餓鬼草紙』(東京国立博物館蔵)は共に勝田氏前掲書から転写したものである。



『融通念仏縁起』下巻（クリーブランド美術館所蔵）

図 A



『餓鬼草紙』疾行餓鬼（東京国立博物館所蔵）

図 B